

令和2年10月1日以降の変更点について（改正の概要）

令和2年10月1日から、改正建設業法が施行されるのに伴い、建設業許可の要件等が改正されました。概要は以下のとおりです。

（1） 許可基準の一つである経営業務の管理責任者について

旧：経営業務の管理責任者を設置すること

新：経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有することとして、①常勤役員等（経営業務の管理責任者等）を設置すること及び②社会保険に加入すること

① 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の設置

→ イまたはロのいずれかに該当する者であること

イ. 常勤役員等のうち1人が、建設業に関し(a)、(b)、(c)のいずれかに該当する者であること

(a) 5年以上、経営業務の管理責任者としての経験を有する者

(b) 5年以上、経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者

(c) 6年以上、経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

ロ. 常勤役員等のうち1人が、(a)、(b)のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(c)、(d)、(e)に該当する者をそれぞれ置くこと

(a) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る）としての経験を有する者

(b) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

(c) 許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の財務管理の業務経験を有する者

(d) 許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の労務管理の業務経験を有する者

(e) 許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の業務運営の業務経験を有する者

② 社会保険への加入

→ 適切な社会保険へ加入すること

（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関して、適用事業所に該当する全ての営業所について、適用事業所である旨の届書を提出した者であること。）

※ 新規だけでなく、更新等の申請においても、適切な社会保険に加入していない場合は許可を受けられませんのでご注意ください。

（2） 譲渡、合併、分割等による事業承継について

事前の認可を国土交通大臣又は都道府県知事から受けることで、許可の空白期間がなく許可を承継できる。